

## 公安委員会定例会議の開催概要

### 第1 日時

平成30年2月21日午後1時00分～午後5時50分までの間

### 第2 全体会議

#### 1 審議事項

なし

#### 2 報告事項

##### (1) 警察手帳の保管管理要領の制定等について

各所属における警察手帳の保管管理要領について、斉一を図るため、例規通達を制定し、関係規程等の改正を行う旨の報告があった。

##### (2) 「大阪府警察勇退職員を送るつどい」の実施について

3月30日に警察本部において、「大阪府警察勇退職員を送るつどい」を実施する旨の報告があった。

##### (3) 平成29年中における少年非行等情勢について

平成29年中における刑法犯少年の検挙・補導人員は3,138人（前年比-632人）、特別法犯少年の検挙・補導人員は612人（前年比-9人）、不良行為少年の補導人員は7万4,078人（前年比-16,162人）で、うち深夜はいかいが全体の78.2%を占めている。福祉犯の検挙人員は638人（前年比+17人）で、法令別では未成年者喫煙禁止法違反が176人で最多であった。児童ポルノ事犯の検挙人員は113人（前年比-10人）で、態様別では単純製造が最多で、被害児童のうち21人が自画撮り被害によるものであり、そのうち約8割がコミュニティサイトの利用に起因している旨の報告があった。

#### 【委員発言】

○ 児童ポルノ事犯、児童買春事犯、また、いわゆる「JKビジネス」等、児童の性的搾取等に係る犯罪被害の防止に向けて、防犯教室等あらゆる機会を捉えて、具体的な事例に基づく広報啓発活動をお願いしたい。

##### (4) 地域課員による公務執行妨害及び銃刀法違反被疑者の検挙について

都島警察署地域課員が、不審者に対する職務質問を行った際、バタフライナイフを示して脅迫してきたことから、同人に対して拳銃を発射し、公務執行妨害及び銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑者として、現行犯逮捕した旨の報告があった。

#### 【委員発言】

○ 現場警察官の冷静な判断もさることながら、これまでの訓練、教養等が活かされた検挙である。今回の事例を他の職員に周知するなど、更なる現場執行力の強化に繋げていただきたい。

##### (5) 殺人事件の発生及び捜査本部の設置について

捜査第一課が、羽曳野警察署管内において発生した標記の事件につき、同署に捜査本部を設置し、捜査を開始した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 地域住民の方々に大きな不安を与える事件であり、早期解決に向けて、捜査を徹底していただきたい。

(6) 強盗致傷等事件の検挙・解決について

捜査第一課が、標記の事件につき、南警察署に岡山県警察との合同捜査本部を設置し、これまでに関連被疑者 8 人を逮捕し、一連事件の捜査を終結した旨の報告があった。

(7) 特殊詐欺事件の検挙（アジト急襲）について

捜査第二課が、和泉、曾根崎、此花、南、鶴見の各警察署及び群馬県警察と合同で、標記の事件につき、2月14日に被疑者 4 人を逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

○ 徹底した捜査により全容解明に努めていただき、多発する特殊詐欺被害の防止に繋げていただきたい。

### 第3 個別会議

#### 1 決裁事項

(1) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、88件の行政処分を決定した。

(2) 犯罪被害者等給付金の支給裁定について

殺人未遂事件に係る重傷病給付金の支給裁定申請 1 件について、審議の結果、犯罪被害者と加害者の間に犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第7条前段に規定する関係が認められるが、規則第10条第1項に規定する事情があると認め、算定した額を支給することとした。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果及び行政処分の決定について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分 1 件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間 3 月）を決定した。

(4) 不服申立てに対する裁決について

ア 運転免許効力停止処分に対する審査請求事案

運転免許効力停止処分の取消しを求めた審査請求事案 1 件について、審議の結果、当該処分は道路交通法施行令の基準に従い適正に行ったものであることから棄却とした。

イ 放置違反金納付命令処分に対する審査請求事案

放置違反金納付命令処分の取消しを求めた審査請求事案 2 件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法に基づき適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

(5) 風営法に基づく 6 月以上の営業休止に係る行政処分の決定について

風営法に規定する「6 月以上の営業休止」に係る行政処分 2 件について、それぞれ風俗営業許可の取消しを決定した。

- (6) 地域交通安全活動推進委員の退任に伴う感謝状の贈呈について  
地域交通安全活動推進委員 1 人の退任に伴い、感謝状の贈呈の上申があり、当公安委員会における表彰の基準に適合することから、可として決裁した。
- (7) 一般自動車ターミナル（北大阪トラックターミナル）の構造及び設備の変更許可に伴う意見照会の回答について  
自動車ターミナル法第 11 条第 1 項の規定に基づく、一般自動車ターミナル（北大阪トラックターミナル）の構造及び設備の変更許可申請に関する国土交通大臣への意見回答について、審議の結果、可として決裁した。
- (8) 苦情及び意見要望の受理等について
  - ア 苦情 1 件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
  - イ 意見要望 51 件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

## 2 報告事項

- (1) 運転免許取消処分取消等請求事件の処分量定について  
運転免許取消処分取消等請求事件の処分量定について報告があった。
- (2) 交通死亡事故多発警報発令期間中の交通死亡事故発生状況等について  
平成 30 年 2 月 5 日から 14 日までの交通死亡事故多発警報発令期間中の交通死亡事故発生状況等について報告があった。
- (3) 刑事部主管に係る 1 月中の専決事務処理状況について  
1 月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (4) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について  
2 月 5 日から 2 月 12 日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

以 上